

★転落事故防止

取組	<p>ポイント1 安全教育を徹底する。 □児童等に対し、天窓やフェンスなど、屋上やベランダ等の施設の危険性を十分に理解させ、危険な行動を取らないよう指導を徹底する。</p> <p>ポイント2 安全管理を徹底する。 □防護柵や柵等のない平屋根は、児童等に使用させない。 □フェンスや手すり等が設置されている屋上も、平時は出入口を施錠・閉鎖し、児童等が自由に上がれないよう管理を徹底する。 □フェンスや防護柵のある屋上を授業等で使用する場合は、複数の教職員を配置するとともに、児童等への安全指導を徹底する。 □運動会や文化祭等において、スローガンやモニュメント等を設置する場合には、フェンスや防護柵等がない屋根部分については必ず教職員が行う。また、防護柵等がある屋上やバルコニーに設置する場合も必ず教職員が付き添い、児童等の安全に万全を期す。 □児童等が使用可能な屋上に天窓がある場合は、必ず落下防止の対策を講じる。</p>
----	--